

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
-----------------------------------	--

目 次

規 則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立自然公園条例施行規則及び高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	3
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	
〈9・22掲示〉	3
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	
〈 " 〉	3
○道路の区域変更 (道 路 課)	3
○道路の供用開始 (")	3
公 告	
○砂利採取業務主任者試験の実施 (用地対策課)	3

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第55号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。
別表第3の9の(7)の表18の項を次のように改める。

18 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 伝染性疾病についての届出等の受理（法第4条第1項、第4条の2第1項、第13条第1項及び第13条の2第1項）								○		家畜保健衛生所長
	(2) 新疾病についての届出に係る家畜及びその死体の所有者に対する家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命令（法第4条の2第3項）								○		"
	(3) 家畜及びその死体の所有者に対する家畜及びその死体について家畜防疫員の検査、注射、薬浴及び投薬を受けるべき旨の命令（法第4条の2第5項、第5条第1項及び第6条第1項）			○							
	(4) 検査、注射、薬浴及び投薬を行った旨の標識の付着及び証明書の交付（法第7条及び第8条）								○		家畜保健衛生所長
	(5) 家畜の所有者に対する消毒方法等を実施すべき旨の命令（法第9条及び第30条）								○		"
	(6) 家畜の所有者からの家畜の頭羽数等に関する								○		"

高知県立自然公園条例施行規則及び高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第56号

高知県立自然公園条例施行規則及び高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(高知県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 高知県立自然公園条例施行規則(昭和35年高知県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第14条第4項第6号中「すべての」を「全ての」に改め、同項第7号中「こう配」を「勾配」に改め、同条第5項第2号中「すべての」を「全ての」に改め、同条第9項第3号中「すべて」を「全て」に改め、同項第4号中「こう配」を「勾配」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第10項第2号中「すべての」を「全ての」に改め、同項第3号中「こう配」を「勾配」に改め、同項第9号中「きん少」を「僅少」に改め、同条第17項第1号イ中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項第2号中「たい積した」を「堆積した」に改め、同条第20項第4号中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項第5号中「遮へい物」を「遮蔽物」に、「明りょうに」を「明瞭に」に改め、同項第10号中「きん少」を「僅少」に改める。

第17条第3号中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同条第4号中「炭がま」を「炭窯」に改め、同条第11号中「防護さく」を「防護柵」に改め、同条第14号中「こう配」を「勾配」に改め、同条第16号中「給餌台」を「給餌台」に改め、同条第24号中「いばら」を「茨」に改め、同条第38号中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成15年法律第130号)」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)」に改める。

第23条及び第24条中「すべての」を「全ての」に改める。

第28条第3号中「さく」を「柵」に改める。

第31条中「すべての」を「全ての」に改める。

(高知県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 高知県自然環境保全条例施行規則(昭和49年高知県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第12条第4号中「給餌施設」を「給餌施設」に改める。

第25条及び第26条中「すべての」を「全ての」に改める。

別表第1の5の(2)中「ゆう出させる」を「湧出させる」に改める。

別表第2の6中「こう配」を「勾配」に改める。

別表第3の1の(8)中「こう配」を「勾配」に改め、同表の1の(9)中「防護さく」を「防護柵」に改め、同表の1の(20)中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同表の7の(9)中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成

15年法律第130号)」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)」に改める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

告 示

高知県告示第619号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成23年9月22日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

興津加入区

高知県告示第620号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成19年9月高知県告示第615号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成23年9月21日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年9月22日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

興津加入区

高知県告示第626号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年9月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 高知伊予三島
3 道路の区域

Table with 4 columns: 区 間, 変更前後の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). It lists two areas: 興津加入区 and 土佐郡土佐町芥川字ビヤガダニ153番1.

Table with 3 columns, containing the number 39.7.

高知県告示第627号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年9月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 前浜植野
3 道路の区域

Table with 3 columns: 供用開始区間, 延長(メートル), 供用開始年月日. It details the start of road use for a specific area in Tokushima City.

公 告

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定による砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成23年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時及び場所
平成23年11月11日(金)午前10時から2時間
高知市本町四丁目1-35 森連会館4階大会議室
2 試験の方法及び科目
次の科目について筆記試験を行う。
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
3 受験資格
資格は、問わない。
4 提出書類
(1) 受験願書1通
(2) 写真(手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)1枚
5 受験手数料
8,000円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)

6 受験願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

平成23年10月14日（金）から同月28日（金）までの県の執務時間内（郵送による場合は、平成23年10月28日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

(2) 提出先

高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県土木部用地対策課

7 合格者の発表

(1) 平成23年11月下旬、高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示する。

(2) 合格者本人には、合格証を送付する。

8 受験願書の請求

高知県土木部用地対策課に請求すること。

なお、郵送によって請求する場合は、封筒に「受験願書請求」と朱書の上、あて先を明記して80円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

詳細については、高知県土木部用地対策課に問い合わせること。